

2023年12月28日

臨床工学技士 各位

公益社団法人 日本臨床工学技士会
理事長 本間 崇

綱紀の保持及び法規の遵守について

今般、長野県の医療機関から患者の個人情報をも不正に持ち出した罪に問われた臨床工学技士が刑事罰による有罪判決を受けたという報道がありました。

罪状は、転職先の医療施設から患者の紹介料を得る目的により、元職員として勤務していた病院のパソコンから、患者の個人情報を記録媒体にコピーし外部に持ち出した不正競争防止法違反です。

臨床工学技士法第四十条（秘密を守る義務）において、「臨床工学技士は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。（後略）」と規定されており、当会の倫理綱領の倫理規定においても、「臨床工学技士は、業務上知り得た情報の秘密を守る。」と定めています。

近年、医療の現場において、デジタル技術を活用することにより医療の効率や質を向上させることを目的とする医療DXへの対応が求められており、当会としてもサイバーセキュリティ対策を含む医療機器安全管理の体制構築及び人材育成を推進しております。患者の情報を正確かつ迅速に共有することを前提とする医療DXへの取り組みは、臨床工学技士の職業倫理により成り立つものであり、今一度、下記を確認の上、厳に違法行為を行うことがないように、周知徹底いただきますようお願いいたします。

記

1. 各種法令等の遵守

医療専門職として、各種法令等の遵法を徹底し、これらに違反しないこと。

2. 倫理綱領の遵守

臨床工学技士の倫理性を支える基本理念である「公益社団法人日本臨床工学技士会倫理綱領」を厳正に保持すること。

<https://www.ja-ces.or.jp/01jacet/gaiyou/pdf/ethics.pdf>

以上